平成２４年（フ）第５９１９号
神奈川県相模原市南区東林間４丁目16―５―Ｂ―３
債務者　三宅　美絵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９３３号
東京都目黒区下目黒４丁目18―15―103
債務者　田渕　知哉
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９３４号
東京都北区岩淵町１―２―303
債務者　西原　有紀
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５１号
神奈川県横浜市神奈川区白幡仲町９―７
債務者　横山　香織（旧姓粟竹）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５２号
埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目13―１―202
債務者　天森　由美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５３号
神奈川県横浜市栄区長尾台町113―201
債務者　中田　幸恵（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５４号
神奈川県川崎市高津区上作延968―３―Ｃ―202
債務者　福原　治雄
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５５号
神奈川県川崎市高津区上作延968―３―Ｃ―202
債務者　福原　知子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５６号
東京都八王子市上恩方町158―１
債務者　和田さおり
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９７号
東京都世田谷区上野毛４丁目39―８―102
債務者　大石　将己
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０１４号
東京都板橋区小豆沢４丁目19―21―602
債務者　齋藤耕太郎
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０１８号
東京都練馬区豊玉北１丁目３―７―103
債務者　岡本　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０２０号
東京都葛飾区新宿３丁目13―３
債務者　澤地　英子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０２８号
埼玉県川口市坂下町３丁目17―13　コンパートメントハウス鳩ヶ谷Ⅰ202
債務者　永野　賢将
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３４号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目14―１―101
債務者　櫻木　志子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部